

1F通所リハビリテーション サービスご利用料金表

(要介護1～5)

令和3年4月1日改訂

① 自費請求分について	料 金	内 訳
食費(昼食分)	670円/日	食材料費分等として
おやつ代(利用者の希望による)	103円/日	ジュース・コーヒー・和菓子・洋菓子 等
日用品費	150円/日	タオル、おしぼり、バスタオル 等
教養娯楽費	150円/日	新聞、月刊誌、趣味材料費、年間行事等
おむつ代	実 費	施設のものを使用する場合 M:75円 L:80円 パット20円
持込おむつ代(処理費)	35円/枚	処理にかかる費用

② 施設サービス費について		単 位	内 訳
基本サービス費	要介護度1	670単位	所要時間6時間以上7時間未満となります。 要介護度により1日のご利用単位に差があります
	要介護度2	797単位	
	要介護度3	919単位	
	要介護度4	1066単位	
	要介護度5	1211単位	
感染症等対応加算		基本サービス費の3%上乗せ	感染症の発生を理由に前年度における月平均の利用者数より5%以上減少している場合(令和3年4月より3か月間)
新型コロナウイルス感染症への対応上乗せ分		基本サービス費の0.1%上乗せ	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価(令和3年9月まで上乗せ)
リハビリテーションマネジメント加算(A)□1		593単位/月	リハビリテーション会議を6ヶ月の間毎月開催、その内容を記録し利用者様や関係者にリハ職員が医師の指示の下助言を行う。情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用する。(起算日より6ヶ月間)
リハビリテーションマネジメント加算(A)□2		273単位/月	リハビリテーション会議を6ヶ月の間3月に一度開催、その内容を記録し利用者様や関係者にリハ職員が医師の指示の下助言を行う。情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用する。(起算日より6ヶ月以降)
リハビリテーションマネジメント加算(B)□1		863単位/月	リハビリテーション会議を6ヶ月の間毎月開催、その内容を記録し利用者様や関係者に医師が説明する。情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用する。(起算日より6ヶ月間)
リハビリテーションマネジメント加算(B)□2		543単位/月	リハビリテーション会議を6ヶ月の間3月に一度開催、その内容を記録し利用者様や関係者に医師が説明する。情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用する。(起算日より6ヶ月以降)
入浴介助加算		40単位	入浴希望のご利用者対象
サービス提供体制強化加算Ⅰ		22単位	勤続10年以上の介護福祉士25%以上の配置(Ⅰ)
中重度者ケア体制加算		20単位	中重度の要介護者を受け入れる体制を整えている
短期集中リハビリテーション実施加算		110単位	退院(所)日または認定日から起算して3ヶ月以内の期間に1週間に複数回集中的な個別リハビリテーションを実施した場合
リハビリテーション提供体制加算		24単位	リハビリ職員を手厚く配置している。6時間以上8時間未満
科学的介護推進体制加算		40単位/月	ADL、栄養状態等基本的な情報を厚生労働省へ提出している場合
栄養アセスメント加算		50単位/月	栄養アセスメントの実施、栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出している場合
口腔機能向上加算		160単位	口腔機能状態に対する口腔機能計画の作成及び厚生労働省へ情報を提出し、サービスを行った場合(月2回限度)
重度療養管理加算		100単位	介護度3・4・5の方で別に厚生労働大臣が定める状態である利用者に医学的管理のもとサービスを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算		240単位	開始日から3ヶ月以内の個別リハビリ実施(認知症対象)
延長加算(Ⅰ)		50単位	算定対象時間が8時間以上9時間未満の場合
延長加算(Ⅱ)		100単位	算定対象時間が9時間以上10時間未満の場合
同一建物通所利用者減算		-94単位	サービス付き高齢者向け住宅みずほに入居中している場合
送迎減算		片道-47単位	居宅と施設間の送迎を行わなかった場合
生活行為向上リハビリテーション実施加算		1250単位/月	目標を踏まえてリハビリ実施計画を作成し、能力の向上を支援した場合(開始月から6月以内)
介護職員処遇改善加算Ⅰ		総単位4.7%上乗せ	資質向上や労働環境改善の取組を進めるもの
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		総単位2.0%上乗せ	

上記①(自費請求分)+②(単位計算分×10.33円の1割又は2割又は3割)がご利用者様の負担となります。

※ なお、上記金額・内訳につきましては、埼玉県の指導により変更されることがありますので、ご了承ください。

4F 通所リハビリテーション サービスご利用料金表

(要介護1～5)

令和3年4月1日改訂

① 自費請求分について	料 金	内 訳
リハビリパンツ・パット処理費	35円/枚	処理にかかる費用

② 施設サービス費について		単 位	内 訳
基本サービス費	要介護度1	465 単位	所要時間3時間以上4時間未満となります。 要介護度により1日のご利用単位に差があります
	要介護度2	542 単位	
	要介護度3	616 単位	
	要介護度4	710 単位	
	要介護度5	806 単位	
感染症等対応加算		基本サービス費の3%上乘せ	感染症の発生を理由に前年度における月平均の利用者数より5%以上減少している場合(令和3年4月より3か月間)
新型コロナウイルス感染症への対応上乘せ分		基本サービス費の0.1%上乘せ	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価(令和3年9月まで上乘せ)
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ1		593 単位/月	リハビリテーション会議を6ヶ月の間毎月開催、その内容を記録し利用者様や関係者にリハ職員が医師の指示の下助言を行う。情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用する。(起算日より6ヶ月間)
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ2		273 単位/月	リハビリテーション会議を6ヶ月の間3月に一度開催、その内容を記録し利用者様や関係者にリハ職員が医師の指示の下助言を行う。情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用する。(起算日より6ヶ月以降)
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ1		863 単位/月	リハビリテーション会議を6ヶ月の間毎月開催、その内容を記録し利用者様や関係者に医師が説明する。情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用する。(起算日より6ヶ月間)
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ2		543 単位/月	リハビリテーション会議を6ヶ月の間3月に一度開催、その内容を記録し利用者様や関係者に医師が説明する。情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用する。(起算日より6ヶ月以降)
サービス提供体制強化加算I		22 単位	勤続10年以上の介護福祉士25%以上の配置(I1)
中重度者ケア体制加算		20 単位	中重度の要介護者を受け入れる体制を整えている。
リハビリテーション提供体制加算1		12 単位	リハビリ職員を手厚く配置している。3時間以上4時間未満
科学的介護推進体制加算		40 単位/月	ADL,栄養状態等基本的な情報を厚生労働省へ提出している場合
短期集中リハビリテーション実施加算		110 単位	退院(所)日または認定日から起算して3ヶ月以内の期間に複数回集中的な個別リハビリを実施した場合
口腔機能向上加算		160 単位	口腔機能状態に対する口腔機能計画の作成及び厚生労働省へ情報を提出し、サービスを行った場合(月2回限度)
同一建物通所利用者減算		-94 単位	サービス付き高齢者向け住宅みずほに入居している場合
送迎減算		片道 -47 単位	居宅と施設間の送迎を行わなかった場合
生活行為向上リハビリテーション実施加算		1250 単位/月	目標を踏まえてリハビリ実施計画を作成し、能力の向上を支援した場合(開始月から6月以内)
介護職員処遇改善加算I		総単位 4.7%上乘せ	資質向上や労働環境改善の取組を進めるもの
介護職員等特定処遇改善加算I		総単位 2.0%上乘せ	

上記①(自費請求分)+②(単位計算分×10.33円の1割又は2割又は3割)がご利用者様の負担となります。

※ なお、上記金額・内訳につきましては、埼玉県のご指導により変更されることがありますので、ご了承ください。
※

1F・4F 通所リハビリテーション ご利用料金表

(要支援1、2)

令和3年4月1日改訂

① 自費請求分について	料 金	内 訳
食費(昼食分)	670円/日	食材料費分等として
おやつ代(利用者の希望による)	103円/日	ジュース・コーヒー・和菓子・洋菓子 等
日用品費	150円/日	タオル、おしぼり、バスタオル 等
教養娯楽費	150円/日	新聞、月刊誌、趣味材料費、年間行事等
おむつ代	実 費	施設のものを使用する場合 M:75円 L:80円 パット20円
持込おむつ代(処理費)	35円/枚	処理にかかる費用

② 施設サービス費について	単 位	内 訳
基本サービス費 要支援1 要支援2	2053単位 3999単位	4F 所要時間3時間以上4時間未満となります。 1F 所要時間6時間以上7時間未満となります。
運動器機能向上加算	225単位	運動機能向上計画に基づいたサービスの提供
感染症等対応加算	基本サービス費の 3%上乗せ	感染症の発生を理由に前年度における月平均の利用者数より5%以上減少している場合(令和3年4月より3か月間)
新型コロナウイルス感染症への対応上乗せ分	基本サービス費の 0.1%上乗せ	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価(令和3年9月まで上乗せ)
長期間利用減算	-20単位	令和3年4月より開始した月より12ヶ月を超えた場合 要支援1
	-40単位	令和3年4月より開始した月より12ヶ月を超えた場合 要支援2
サービス提供体制強化加算(I)	88単位	勤続10年以上の介護福祉士25%以上の配置(I1)
	176単位	勤続10年以上の介護福祉士25%以上の配置(I1)
同一建物通所利用者減算	-376単位	支援1でサービス付き高齢者向け住宅みずほに入居中の場合
	-752単位	支援2でサービス付き高齢者向け住宅みずほに入居中の場合
口腔機能向上加算II	160単位	口腔機能状態に対する口腔機能計画の作成及び厚生労働省へ情報を提出し、サービスを行った場合(月2回限度)
選択的サービス複数実施加算I2	480単位	利用者がサービスを受ける日に必ずいずれかの選択的サービスを実施している 1月につきいずれかの選択的サービスを複数回実施している 選択的サービスのうち2種類のサービスを実施している
介護職員処遇改善加算I	総単位4.7%上乗せ	資質向上や労働環境改善の取組を進めるもの
介護職員等特定処遇改善加算I	総単位2.1%上乗せ	資質向上や労働環境改善の取組を進めるもの

上記①(自費請求分)+②(単位計算分×10.33円の1割又は2割又は3割)がご利用者様の負担となります。

※ なお、上記金額・内訳につきましては、埼玉県の指導により変更されることがありますので、ご了承ください。